

令和2年第4回

# 瑞浪市議会定例会議案資料

令和2年11月26日



## 目 次

議第 9 2 号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について……………	1
議第 9 3 号	瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	5
議第 9 4 号	瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例 の制定について……………	6
議第 9 5 号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関 する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	1 1
議第 9 6 号	瑞浪市立家畜診療所設置条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	1 2
議第 9 7 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議第 9 8 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて……………	1 6
議第 1 0 8 号	工事請負契約の締結について……………	1 7
議第 1 0 9 号	令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 0 号）	} 別冊
議第 1 1 0 号	令和 2 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）	
議第 1 1 1 号	令和 2 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 3 号）	
議第 1 1 2 号	令和 2 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 1 1 3 号	令和 2 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 2 号）	
議第 1 1 4 号	令和 2 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	

議第92号 瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和2年10月7日付け人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて給与制度の改正を行う。

【改正内容】

一般職の職員、特別職の職員、一般職の任期付職員について、期末手当支給割合を改定するための  
所要の改正

(該当条例)

- ・瑞浪市職員の給与に関する条例（第1条及び第5条）
- ・瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例（第2条及び第6条）
- ・瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第3条及び第7条）
- ・瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第4条及び第8条）

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。ただし、第5条から第8条までの規定は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正 (第1条)</p>	
<p>第1条～第17条の2 (略) (期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第18条の2～第26条 (略)</p>	<p>第1条～第17条の2 (略) (期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>（行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては<u>100分の110</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第18条の2～第26条 (略)</p>
<p>○瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 (第2条)</p>	
<p>第1条～第4条 (略) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合</p>	<p>第1条～第4条 (略) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合</p>

を乗じて得た額とする。  
第6条～第7条 (略)

○瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第3条)

第1条～第8条 (略)  
(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第17条の2第1項及び第18条第2項の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは、「この条例及び瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員」とあるのは、「管理職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の220」とする。

第10条～第11条 (略)

○瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第4条)

第1条～第21条 (略)  
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の105)」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム

を乗じて得た額とする。  
第6条～第7条 (略)

第1条～第8条 (略)  
(給与条例の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第17条の2第1項及び第18条第2項の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは、「この条例及び瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員」とあるのは、「管理職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、給与条例第18条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の225」とする。

第10条～第11条 (略)

第1条～第21条 (略)  
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の130(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の110)」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム

<p>会計年度任用職員の例による。 2～3 (略) 第23条～第31条 (略)</p>	<p>会計年度任用職員の例による。 2～3 (略) 第23条～第31条 (略)</p>
<p>○瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正 (第5条)</p>	
<p>第1条～第17条の2 (略) (期末手当)</p>	<p>第1条～第17条の2 (略) (期末手当)</p>
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> (行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> (行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあつては<u>100分の105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>
<p>4～5 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p>
<p>第18条の2～第26条 (略)</p>	<p>第18条の2～第26条 (略)</p>
<p>○瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 (第6条)</p>	
<p>第1条～第4条 (略) (期末手当)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (期末手当)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>第6条～第7条 (略)</p>	<p>第6条～第7条 (略)</p>
<p>○瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第7条)</p>	
<p>第1条～第8条 (略) (給与条例の適用除外等)</p>	<p>第1条～第8条 (略) (給与条例の適用除外等)</p>
<p>第9条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p>
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第17条の2第1項及び第18条第2項の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは、「この条例及び瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第17条の2第1項及び第18条第2項の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは、「この条例及び瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p>

(平成17年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員」とあるのは、「管理職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、給与条例第18条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の222.5」とする。

第10条～第11条 (略)

**○瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正(第8条)**

第1条～第21条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の127.5(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の107.5)」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2～3 (略)

第23条～第31条 (略)

(平成17年条例第5号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員」とあるのは、「管理職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)」と、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の220」とする。

第10条～第11条 (略)

第1条～第21条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の105)」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2～3 (略)

第23条～第31条 (略)

議第93号 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和2年10月7日付け人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて給与制度の改正を行う。

【改正内容】

市議会議員について、期末手当支給割合を改定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p><b>○瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条）</b></p> <p>第1条～第4条（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条（略）</p>
<p><b>○瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条）</b></p> <p>第1条～第4条（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条（略）</p>



議第94号 瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴う地方税法（昭和25年法律第226号）の改正及び所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）の施行に伴う租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、条文の整備を行う。

【改正内容】

延滞金の割合の特例規定中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、及び計算の前提となる割合を「平均貸付割合」と規定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年1月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正（第1条）</p> <p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略） （延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>○瑞浪市介護保険条例の一部改正（第2条）</p> <p>第1条（略） （保険料率）</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6） 次のいずれかに該当する者 73,300円</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略） （延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>第1条（略） （保険料率）</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6） 次のいずれかに該当する者 73,300円</p>

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

（7）～（10）（略）

2～4（略）

第3条～第17条（略）

附則

第1条～第5条（略）

（延滞金の割合等の特例）

第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年

\_\_\_\_\_中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年\_\_\_\_\_における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第7条～第8条（略）

### ○瑞浪市国民健康保険条例の一部改正（第3条）

本則（略）

附則

第1条～第3条（略）

（延滞金の割合等の特例）

第4条 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項\_\_\_\_\_に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

（7）～（10）（略）

2～4（略）

第3条～第17条（略）

附則

第1条～第5条（略）

（延滞金の割合等の特例）

第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合\_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年（以下この条において

「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に\_\_\_\_\_年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に\_\_\_\_\_年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

第7条～第8条（略）

本則（略）

附則

第1条～第3条（略）

（延滞金の割合等の特例）

第4条 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された

をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_\_中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年\_\_\_\_\_における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第5条～第6条 (略)

(徴収猶予の場合の延滞金の割合等の特例)

第7条 当分の間、第24条の2に規定する延滞金(以下この条において「徴収の猶予等をした保険料に係る延滞金」という。)につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であつて附則第4条に規定する延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない年に含まれる期間(以下この条において「軽減対象期間」という。)がある場合には、当該軽減対象期間に対する徴収の猶予等をした保険料に係る延滞金についてのこれらの規定の適用については、第24条の2中「の2分の1」とあるのは「のうち当該延滞金の割合が猶予特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。)であるとした場合における当該延滞金の額を超える部分の金額」とする。

第8条～第11条 (略)

#### ○瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部改正(第4条)

本則 (略)

附則

第1条 (略)

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_\_中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその

割合\_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に\_\_\_\_\_年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に\_\_\_\_\_年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

第5条～第6条 (略)

(徴収猶予の場合の延滞金の割合等の特例)

第7条 当分の間、第24条の2に規定する延滞金(以下この条において「徴収の猶予等をした保険料に係る延滞金」という。)につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に含まれる期間(以下この条において「軽減対象期間」という。)がある場合には、当該軽減対象期間に対する徴収の猶予等をした保険料に係る延滞金についてのこれらの規定の適用については、第24条の2中「の2分の1」とあるのは「のうち当該延滞金の割合が特例基準割合(附則第4条に規定する特例基準割合をいう。)

\_\_\_\_\_であるとした場合における当該延滞金の額を超える部分の金額」とする。

第8条～第11条 (略)

本則 (略)

附則

第1条 (略)

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合\_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該

年 \_\_\_\_\_ における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

### ○瑞浪市道路占用料徴収条例の一部改正（第5条）

本則（略）

附則

1～5（略）

（延滞金の割合の特例）

6 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 中において、年14.5パーセントの割合にあつてはその年 \_\_\_\_\_ における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

### ○瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正（第6条）

本則（略）

附則

1～2（略）

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 中において、年14.5パーセントの割合にあつてはその年 \_\_\_\_\_

特例基準割合適用年における特例基準割合に \_\_\_\_\_ 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に \_\_\_\_\_ 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

本則（略）

附則

1～5（略）

（延滞金の割合の特例）

6 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に \_\_\_\_\_ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 \_\_\_\_\_ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中において

は、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に \_\_\_\_\_ 年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に \_\_\_\_\_ 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

本則（略）

附則

1～2（略）

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に \_\_\_\_\_ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 \_\_\_\_\_ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中において

は、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に \_\_\_\_\_

<p>_____における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>例基準割合適用年における特例基準割合に____年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>
--	--

議第95号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る瑞浪市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第87号）の公布に伴い、条例中の引用省令の題名を改正する。

【改正内容】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の題名改正に伴う所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画において定められた瑞浪市における促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画において定められた瑞浪市における促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者に係る固定資産税の特例を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 (略)</p>



議第97号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条第2項の規定に基づき対象火気設備等の火災予防に係る条例制定基準を定めた「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）」の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、位置、構造及び管理に関する基準を改正し、並びに同設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）について、消防長への設置の届出を要することとするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第8条の2（略） （燃料電池発電設備）	第1条～第8条の2（略） （燃料電池発電設備）
第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。	第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。
2～5（略）	2～5（略）
第9条～第11条（略） （急速充電設備）	第9条～第11条（略） （急速充電設備）
第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする_____自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう_____。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
（1）急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部	



のないものに面するときは、この限りでない。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

<p>ウ <u>温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p>	
<p>エ <u>制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p>	
<p><u>(17)</u> (略)</p>	<p><u>(13)</u> (略)</p>
<p><u>(18)</u> (略)</p>	<p><u>(14)</u> (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第12条～第43条 (略)</p>	<p>第12条～第43条 (略)</p>
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>
<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p>	<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p>
<p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(1)～(9) (略)</p>
<p><u>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもを除く。）</u></p>	
<p><u>(11)</u> (略)</p>	<p><u>(10)</u> (略)</p>
<p><u>(12)</u> (略)</p>	<p><u>(11)</u> (略)</p>
<p><u>(13)</u> (略)</p>	<p><u>(12)</u> (略)</p>
<p><u>(14)</u> (略)</p>	<p><u>(13)</u> (略)</p>
<p><u>(15)</u> (略)</p>	<p><u>(14)</u> (略)</p>
<p>第45条～第51条 (略)</p>	<p>第45条～第51条 (略)</p>

議第98号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

略 歴

氏名 (ふりがな)	つげ はるみ 津毛 朗
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	税理士
学歴	立命館大学 経営学部 卒業
経歴	昭和49年 6月 大阪国税局 伏見税務署 昭和62年 7月 名古屋国税局 多治見税務署 平成元年 7月 名古屋国税局 中津川税務署 平成3年 7月 名古屋国税局 名古屋中税務署 平成5年 7月 名古屋国税局 多治見税務署 平成10年 7月 名古屋国税局 千種税務署 平成16年 7月 名古屋国税局 刈谷税務署 平成22年 7月 名古屋国税局 小牧税務署 平成27年 7月 名古屋国税局 中川税務署 退職 平成27年 8月 津毛朗税理士事務所 開業 名古屋税理士会所属 現在に至る
備考	平成29年12月 固定資産評価審査委員会委員(1期目) 現在に至る

議第108号 工事請負契約の締結について

概 要

契約の目的	瑞浪北中学校グラウンド整備及び市道天徳線道路改良工事
契約の方法	一般競争入札（当初）
契約金額	144,650,000円（当初） 146,391,300円（第1回変更） 150,896,900円（第2回変更）
工事場所	瑞浪市土岐町 地内
工 期	令和2年6月5日から令和3年3月26日まで
契約の相手方	青協・今井特定建設工事共同企業体 （代表構成員） 瑞浪市日吉町4602番地の6 青協建設株式会社 東濃営業所 所長 井藤 広人 （構 成 員） 瑞浪市土岐町4704番地1 株式会社今井土木 代表取締役 今井 俊久
工事概要	<p><b>【当初契約】</b></p> <p>○瑞浪北中学校グラウンド整備工事 敷地造成工 一式 雨水排水設備工 側溝工、管渠工 園路広場整備工 土系舗装工 土舗装① 9,799㎡ 土舗装② 5,495㎡</p> <p>管理施設整備工 防球フェンス 競技施設工 一式</p> <p>○市道天徳線道路改良工事 道路土工 一式 舗装工 アスファルト舗装 875㎡ 薄層カラー舗装工 146㎡ 排水構造物工 側溝工</p> <p><b>【第1回変更】</b></p> <p>○瑞浪北中学校グラウンド整備工事 伐採工（グラウンド南西部）の追加</p> <p><b>【第2回変更】</b></p> <p>○瑞浪北中学校グラウンド整備工事 管理施設整備工 フェンス 競技施設工 バスケットゴール、サッカーゴール、 鉄棒（小）</p>

